３．水質汚濁

水質汚濁は、工場等から出る産業排水、農業に伴う農業排水、家庭から出る生活排水によって、主に引き起こされる。

公共用水域（河川・湖沼・海域）には「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が存在する。前者は全ての公共用水域に一律に適用されるのに対し、後者は国や県が類型指定した水域のみに適用される。本市の場合、海域については類型指定されているが、河川及び湖沼については類型指定がされていない。

公共用水域の水環境の把握のため、市内９河川、７湖沼、海域５地点の水質を年２回(夏季・冬季)調査した。

水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg／L 以下	１，１，２－トリクロロエタン	0.006 mg／L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg／L 以下
鉛	0.01 mg／L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L 以下
六価クロム	0.02 mg／L 以下	１，３－ジクロロプロペン	0.002 mg／L 以下
砒素	0.01 mg／L 以下	チウラム	0.006 mg／L 以下
総水銀	0.0005 mg／L 以下	シマジン	0.003 mg／L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg／L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg／L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg／L 以下	セレン	0.01 mg／L 以下
四塩化炭素	0.002 mg／L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg／L 以下
１，２－ジクロロエタン	0.004 mg／L 以下	フッ素	0.8 mg／L 以下
１，１－ジクロロエチレン	0.1 mg／L 以下	ほう素	1 mg／L 以下
シス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 mg／L 以下	１，４－ジオキサン	0.05 mg／L 以下
１，１，１－トリクロロエタン	1 mg／L 以下		

備　考

１．基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

２．「検出されないこと」とは、所定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

３．海域については、フッ素及びほう素の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準

（ア）河　川（湖沼を除く）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	―
Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びＥ以下の 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	―
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	―

（注）

１　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全

２　水　道　　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

　　〃　　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

　　〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

３　水　産　　１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

　　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

　　〃　　３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

４　工業用水　１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

　　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

　　〃　　３級：特殊の浄水操作を行うもの

５　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

※　常滑市内の河川には類型指定がされていないが、参考値としてＥ類型の基準値を準用する。

（イ）湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上かつ水の滞留時間が４日間以上の人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全 及びＡ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
Ａ	水道２・３級 水産２級 水浴 及びＢ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水 及びＣ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	―
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	―

（注）

１　自然環境保全　：自然探勝等の環境の保全

２　水　道　　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

　　〃　２・３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

３　水　産　　１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

　　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用

　　〃　　３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

４　工業用水　１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

　　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

５　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※　常滑市内の湖沼には類型指定がされていないが、参考値としてＣ類型の基準値を準用する。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg／L以下	0.005mg／L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg／L以下	0.01mg／L以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg／L以下	0.03mg／L以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg／L以下	0.05mg／L以下
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg／L以下	0.1mg／L以下

備考
１．基準値は、年間平均値とする。
２．農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

（注）
１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃　　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
３　水　産　１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
　　〃　　２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
　　〃　　３種：コイ、フナ等の水産生物用
４　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
※常滑市内の湖沼には類型指定がされていないが、参考値としてⅤ類型の基準値を準用する。

（ウ）海域

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

（注）
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　産　1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　　〃　　２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
※　常滑地先海域には、Ｂ類型の基準値を適用する。

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.2mg／L以下	0.02mg／L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.3mg／L以下	0.03mg／L以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く）	0.6mg／L以下	0.05mg／L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg／L以下	0.09mg／L以下

（注）
1　自然環境保全　　：自然探勝等の環境保全
2　水　産　　１種　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
　　〃　　２種　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
　　〃　　３種　：汚濁に強い特定の水産物が主に漁獲される。
3　生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度
4　平成５年８月27日に、環境基準に係る環境庁告示の一部が改正され、海域における窒素及び燐に係る環境基準が設定された。
※　常滑市が面する海域は、Ⅱ類型の基準値を適用する。

水質調査地点

北池
矢田川
大野漁港
前山川
玉越池
江南田池
鬼崎漁港
井口川
155
大窯池
247
大落川
樽水川
常滑港
唐崎川
桧原大池
境川
苅屋漁港
菖蒲池
247
247
大谷川
小鈴谷漁港
稲早川
若松谷池
2500m
500 1000 1500 2000 2500m

水質調査結果

（1）河川

人の健康の保護に関する環境基準（夏季）　　（単位:mg/L）

	環境基準	①矢田川	②前山川	③井口川	④大落川
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.9	1.0	1.1	1.2
フッ素	0.8 以下	0.13	0.15	0.27	0.3
ほう素	1 以下	0.05	0.10	0.06	0.28
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0.013	<0.005	<0.005

人の健康の保護に関する環境基準（夏季）　　（単位:mg/L）

	環境基準	⑤樽水川	⑥唐崎川	⑦境川	⑧大谷川	⑨稲早川
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.6	6.6	1.5	1.0	2.1
フッ素	0.8 以下	0.18	0.19	0.16	0.19	0.16
ほう素	1 以下	0.06	0.04	0.04	0.09	0.07
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

人の健康の保護に関する環境基準（冬季）　　（単位:mg/L）

	環境基準	①矢田川	②前山川	③井口川	④大落川
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	2.6	2.0	3.6	2.9
フッ素	0.8 以下	0.08	0.08	0.14	0.35
ほう素	1 以下	0.04	0.33	0.04	0.64
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0.066	<0.005	<0.005

人の健康の保護に関する環境基準（冬季）　　（単位:mg/L）

	環境基準	⑤樽水川	⑥唐崎川	⑦境川	⑧大谷川	⑨稲早川
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.7	2.1	2.0	1.4	1.0
フッ素	0.8 以下	0.16	0.11	0.12	0.17	0.11
ほう素	1 以下	0.03	0.04	0.04	0.11	0.12
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

生活環境の保全に関する環境基準（夏季）

			透視度 (cm)	PH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)
1	矢田川	中流	28	7.9	1.6	7	8.3	52
2	前山川	中流	13	7.9	5.9	20	8.8	180
3	井口川	中流	33	9.3	1.5	5	16	18
4	大落川	下流	27	8.0	2.0	7	8.5	2,000
5	樽水川	中流	17	7.8	4.1	23	7.7	3,700
6	唐崎川	中流	>50	8.9	1.7	3	16	90
7	境川	中流	33	7.4	1.2	7	8.5	11
8	大谷川	中流	28	8.0	1.8	6	9.6	130
9	稲早川	中流	>50	7.8	1.8	6	9.6	320

生活環境の保全に関する環境基準（冬季）

			透視度 (cm)	PH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)
1	矢田川	中流	>50	7.4	7.0	4	11	110
2	前山川	中流	28	7.2	6.3	7	9.9	<1
3	井口川	中流	40	9.3	4.5	3	22	38
4	大落川	下流	47	7.5	2.6	9	10	19
5	樽水川	中流	33	7.6	6.1	7	11	41
6	唐崎川	中流	31	7.6	18	4	6.8	36
7	境川	中流	43	8.6	2.2	4	15	<1
8	大谷川	中流	>50	7.5	2.9	2	11	49
9	稲早川	中流	33	7.4	4.1	4	15	130

（２）湖沼

生活環境の保全に関する環境基準（夏季）

		透視度 (cm)	PH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
1	北池	20	9.0	8.9	12	12	<1	0.87	0.11
2	玉越池	14	7.8	10	19	11	11	1.1	0.17
3	江南田池	7	7.7	15	35	11	610	1.9	0.41
4	大窯池	18	7.6	5.9	8	7.8	5	0.31	0.039
5	桧原大池	23	6.8	8	6	6.9	1	0.77	0.059
6	菖蒲池	23	8.5	6.6	7	11	1	0.93	0.052
7	若松谷池	22	7.7	20	22	13	470	4.6	0.41

生活環境の保全に関する環境基準（冬季）

		透視度 (cm)	PH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
1	北池	18	7.3	8.4	17	12	2	0.97	0.10
2	玉越池	7	8.0	24	37	12	8	3.7	0.31
3	江南田池	17	8.8	15	18	12	4	1.6	0.20
4	大窯池	17	7.4	7.8	13	10	<1	0.51	0.035
5	桧原大池	14	7.1	11	23	10	<1	0.93	0.079
6	菖蒲池	30	7.4	4.6	7	11	<1	0.25	0.023
7	若松谷池	17	7.6	13	8	11	2	1.2	0.072

（３）海域

生活環境の保全に関する環境基準(夏季)

		透視度 (cm)	PH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
1	大野漁港	>50	7.7	3.5	6.3	88	不検出	1.00	0.13
2	鬼崎漁港	>50	7.9	2.3	6.5	<1	不検出	0.43	0.054
3	常滑港	>50	7.9	2.4	5.9	<1	不検出	0.23	0.041
4	苅屋漁港	>50	7.7	2.9	6.5	<1	不検出	0.28	0.053
5	小鈴谷漁港	>50	7.8	3.5	6.2	18	不検出	0.39	0.057

生活環境の保全に関する環境基準（冬季）

		透視度 (cm)	PH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
1	大野漁港	>50	8.0	2.5	10	<1	不検出	0.24	0.024
2	鬼崎漁港	>50	8.0	2.7	10	<1	不検出	0.28	0.021
3	常滑港	>50	8.0	2.4	10	<1	不検出	0.16	0.015
4	苅屋漁港	>50	8.1	2.3	10	<1	不検出	0.25	0.020
5	小鈴谷漁港	>50	8.1	2.2	10	<1	不検出	0.22	0.018